

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

於・共用 1 0 階会議室（1 0 階）

第 9 8 0 回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 3. 9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について	1
3. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 無線設備規則等の一部を改正する省令案について（諮問第 1 7 号）	7
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更について	
(諮問第 1 8 号)	1 1
(2) 日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止の認可について	
(諮問第 1 9 号)	1 2
(3) 日本放送協会所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可について（諮問第 2 0 号）	1 2
(4) 日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について（諮問第 2 1 号）	1 7
(5) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について	
(諮問第 2 2 号)	3 0
6. 閉 会	3 4

開 会

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 それでは、皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから審議会を開催いたします。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

○前田会長 それでは、早速ですが、審議に入ります。

本日はまず、報告事項「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 よろしくをお願いいたします。

お手元の報告資料をごらんください。3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について、報告をいたします。いわゆる700MHz帯の特定基地局の割当ての関係でございます。

表紙をおめくりいただきまして、まず、申請の状況でございますが、本件700MHz帯の開設計画の認定申請につきましては、本年4月17日から5月25日まで、申請の受付を行いました。

その結果、以下の3件の申請がございました。50音順でございますが、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会

社／沖縄セルラー電話株式会社。なお、KDDI株式会社につきましては、沖縄セルラー電話株式会社とともに一体として運用するという事で、1の申請とみなしておりますので、4社から計3件の申請がございました。

この3件の申請につきましての主な概要が、次ページ以降にまとめてございます。別紙でございます。3者並べてございますが、こちらは900MHz帯のときにご審議をいただいた際の申請の概要と同じ項目を列記しております。

まず最初に、特定基地局の運用開始日でございますが、ほぼ同じような時期になっていまして、イー・アクセスについては平成27年4月30日、エヌ・ティ・ティ・ドコモは平成26年11月1日、KDDIについては平成26年10月31日にそれぞれ運用の開始。サービスはそれよりも若干ずれた時期になっております。なお、3者とも、今回はLTEの10MHz幅のサービスを開始するという内容になっております。

各年度におきます特定基地局の開設数及び人口カバー率は、この表に載っているとおりでございますが、平成26年度から運用を開始するエヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDIにつきましては、このように、立ち上がりは若干パーセントが低めですが、その後に数字を上げていくという数字になっています。イー・アクセスにつきましては平成27年度から運用開始で、平成27年度の段階で5,000局からスタートをするという内容になっています。

なお、局数及び人口カバー率のうち、全ての総合通信局の管内で人口カバー率80%を達成する時期については、ここに書いてありますとおり、イー・アクセス、KDDIについては平成29年度、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては平成30年度に、人口カバー率80%を達成する内容となっています。

その下ですが、これは900MHz帯とちょっと違うのですけれども、今回、700MHz帯については、全部で3つのブロックについて割当てをする内容になっております。それぞれのブロックのうち、どこのブロックをどういう順

番で希望するのかということを併せて申請書に記載をするように、開設指針には定めております。

下に絵がかいてありますが、Low、Middle、Highとなっております。各希望、3つありますので、第1から第3希望まで記載しておりますが、イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI、3者とも第1希望が真ん中、Middleバンドの希望となっております。第2希望につきましては、イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモについてはHighバンド、いわゆる周波数の高いほうのバンドです。KDDIについてはLowバンド、低いほうのバンドを第2希望としております。第3希望は残りのバンドとなっております。

1ページおめくりください。本件、既存の無線システムについて、周波数の移行が必要になっているバンドでございますので、いわゆる周波数移行のための終了促進措置と申しますが、この部分についての記載も求めています。

このうち、負担可能額、引っ越しにかかる費用として負担できる額についてですが、3者とも1,500億円となっております。これは、開設指針において負担可能額の上限値を1,500億円と定めておりますので、3者とも上限額が負担可能という申請内容になっています。

なお、これに基づいて、実際に引っ越しを完了する時期ですが、イー・アクセスについては、平成26年度末までに移行の完了をする。ただし、平成27年12月まで、これはサービスを開始するまでの間ですが、必要に応じて、既存のユーザーさんが元のバンドを使用する、周波数の共用を一部認めながら、移行を進めていくという内容になっています。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、平成26年8月末までに移行手続を完了する。ただし、平成26年度末までは、同じように、必要に応じて周波数の一部共用を実施するということがあわせて考えているようです。

KDDIにつきましては、システムごとに完了の時期が異なっておりまして、

F P Uについては平成27年8月、ラジオマイクについては平成28年末までに移行を完了する。ただし、K D D Iの内容につきましては、地域ごとに移行を完了していくという内容になっておりまして、一番早いものでございますと、平成26年10月に完了するという地域も出てくる。これに合わせて順番に基地局を建設していくという内容になっております。

なお、700MHz帯の携帯電話基地局に関する設備投資額につきましては、一番最後の欄にありますとおり、イー・アクセスは1,439億円、エヌ・ティ・ティ・ドコモは2,358億円、K D D Iについては2,579億円となっております。

本件については、開設計画の申請が全て出そろいましたので、今後、審査をいたしたいと思っています。

参考までに、最後のページで、これは、電波監理審議会で答申をいただきました開設指針の中に記載しました審査内容について、ポイントだけを記載しております。下線部については、900MHz帯の指針と違う部分でございます。

今後、まず1番目に、絶対審査基準の審査を行います。今回、3者のうち、3枠ということですが、周波数の希望が重なっている場合については、競願時審査基準で、希望どおりに割り当てられるかどうかということも併せて審査をすることになっておりますので、競願時審査基準については、周波数の割当てに関して行うことになるかと思われます。

絶対審査基準につきましては、ここに書いていますとおり、おおむね①から⑧の内容で、設備調達の内容、あと③で、移行に必要な額は600億円が最低額ですが、これを満たしているか。あるいは、平成31年度末までに管内でカバー率80%を達成しているか。あとは、3.9世代移動通信システムの高速化が平成31年度までに図られているか。その他、移行に関するその他の基準、通知をすとかという基準、透明性の確保に関する基準、それと、今回は地上デ

デジタル放送の受信障害防止に対する計画も記載をするように求めておりますが、その計画を有しているかどうかなどを絶対審査基準で審査をしていきます。

なお、競願時審査基準につきましては、(1)から(3)の順番に、900MHz帯と同様に行います。第1基準が、上限1,500億円で、移行に必要な費用の一番高い者、次が、平成31年度末の段階で人口カバー率がより大きい者となっております。最後に、(1)、(2)が全て同点だった場合は、(3)の基準ということで、①から③までございます。

①は、移行に対する対策及び体制について充実の程度、②については、特定基地局の利用を他の電気通信事業者等に提供するというような、いわゆるMVNOの提供計画の充実の内容、③が、割当周波数帯の有無、違い、それと周波数の逼迫の状況、これを勘案して評価をするという内容になっております。これに従って審査をしまして、審査結果がまとまりましたら、改めまして電波監理審議会のほうに認定についての諮問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 審査基準に直接関係しないことではしょうけれども、例えば3者を比べた場合に、カバー率は関係しますけれども、局数が随分違いますよね。2倍近く違う。あるいは、設備投資額もかなり違っている。同じカバー率を達成するための設備投資額も違っているというのは、何か理由があるんですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 もちろん申請内容をよく見た上で、最終的な評価になると思いますが、大まかに申し上げますと、まず、3者の、特にカバー率とか局数、それと設備投資額については、実は900MHz帯の申請があったときとほぼ同規模の内容になっております。単純に局数で見ますと、イー・アクセスは局数が少ないということもありまして、設備投資額について

は、局数が少ないということ、あと、900MHz帯のときもご説明申し上げたかもしれませんが、基地局の単価が安価で自局を活用するような内容の、かなり工夫をされているようでございますので、設備投資額が、他の2者に比べて相対的に下がっているということになっています。

エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDIについては、どちらかという、もう既に他の周波数帯で開設している基地局を活用していくという形になりますが、既に開設している地方は数多くございますので、相対的に基地局数が多くなるのかなと。逆に言うと、イー・アクセスのほうは、先程述べました単価は安いのですけれども、1万4,000局のうち、大半は新たに基地局を建てるような内容になっているようでございますので、そうしますと、いわゆるトラヒックが集中しているところを中心として順番に基地局を打っていくという内容になった結果として、全体の数が少し少な目になっているという状況でございます。

○前田会長 市役所等の近くに建てさえすれば、もともとそういう物の考え方かもしれませんが、1つであっても全体をカバーするということになるので、そういう意味では、必ずしも局数とカバー率はあまり比例しないということなんでしょうかね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 人口カバー率は、開設指針の中に、カバーをするということを定義しておりまして、今ご指摘にありましたように、いわゆる市役所、あるいは支所を全てカバーすれば、該当する市町村のエリアはカバーしたものとみなして、人口カバー率は計算するということになっておりますので、おっしゃるとおり、局数とカバーしている面的な広さというのは、必ずしも一致するわけではないということです。

○前田会長 ほかにはございませんか。

判断に当たって、実行可能かどうかというのは、計画をベースにそれだけで判断するのは難しいのかもしれませんが、それこそ、本当にこのとおり

できるかどうかというのをきちんとチェックする体制を敷かないとまずいのかなという気がしています。それは別途、考えていただくということにしたいと思います。

ほかにはどうでしょうか。ありませんか。

特にないようでございます。それでは、報告ありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○無線設備規則等の一部を改正する省令案について（諮問第17号）

○前田会長 次に、諮問第17号「無線設備規則等の一部を改正する省令案について」につきまして、田原移動通信課長から説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 諮問第17号説明資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

本件、無線設備規則等の一部を改正する省令案の諮問でございますけれども、これは、先程ご説明させていただきました700MHzの携帯電話の割当てに際しまして、700MHz帯の再編を行っております。これに伴いまして、特定ラジオマイクですが、これはコンサートや舞台、イベント会場といったもので使える高機能なものでございますけれども、これをほかの周波数に移行することに伴って、必要な技術基準等の整備を行うものでございます。

別添で説明資料をつけておりますけれども、特定ラジオマイクには、真ん中下段に絵を載せさせていただきましたが、普通のハンドマイク、ピンマイクとそれを受ける受信機、あるいはその受信機をカメラにつけるケース等がございます。こういったものをテレビのホワイトスペース、要は710MHz以下の周波数をメインとして移すというものが1つと、テレビのホワイトスペースが

使えない地域もあるということで、特定ラジオマイクの使い方として、テレビの取材等、動き回るものもありますので、そういうケースでホワイトスペース以外のところも使いたいということもありましたので、1.2 GHz 帯、この両方を移行先としております。これに対応して、テレビのホワイトスペース並びに1.2 GHz 帯への移行に当たって、必要な技術基準を定めているものでございます。

具体的内容でございますけれども、まず、無線設備規則の改正といたしまして、周波数が、現在使っております770 MHz から806 MHz の間から、テレビホワイトスペースである470 MHz から714 MHz、ここで、710 MHz までは地上デジタル放送なのですが、4 MHz はみ出しておりますけれども、これは、先ほど動き回るケースがあるということで、ホワイトスペース以外のところなるべく使いたいという要望に応じて、干渉がないであろうという範囲で4 MHz 足してあるという形でございます。及び1.2 GHz 帯の1,240 MHz から1,260 MHz の20 MHz、こちらはほかのシステムを使っていますので、共用しながらという形になりますけれども、その中で使っていただくという形で、周波数を規定しております。

あと、変更にあたりまして、例えば空中線電力の許容偏差の変更は上限50%から上限20%へ、厳しくしておりますけれども、これはホワイトスペースを使うシステムのものについてだけですが、地上デジタル放送の放送と共用するということもありますので、そこへの干渉をなるべく小さくするという一方で、厳しい値をとっております。ただ、この規定自身は、ヨーロッパでこの数値が採用されているということでございますので、ものづくりの上では問題なからうということで、この数値にしております。

占有周波数帯幅の許容値につきましても、欧州でこういう規定があるということで、それをあわせて入れたらどうかということで、規定を追加しているも

のでございます。

変調周波数についても 15 kHz から 20 kHz。変調周波数というのは、音、マイクで声を乗せるときに、どのぐらいの変調をかけるかということですが、けれども、広くすると、より高音質なものが提供できるということで、より品質のいいマイクを提供するために、ここは少し緩和しているということでございます。

こういうものを、無線設備規則の部分で規定する改正をしております。

あわせて、技術基準適合証明に関する規則でございますけれども、こちらは技術的なものでございますが、1.2 GHz 帯のアナログのマイク、従来、アナログマイクは出力 10 mW、デジタルは 50 mW という規定になっておりますけれども、1.2 GHz 帯については、700 MHz から 800 MHz 帯よりも、電波伝搬特性上、少し飛ばないこととなりますので、アナログについても 50 mW に引き上げるということで、それに係る規定の整備を行っているものでございます。

こちらの制度整備案につきまして諮問させていただくものでございまして、ご答申いただきました場合は、これはテレビのホワイトスペース等を使うものですけれども、新しい周波数での議論が速やかにできるようにということで、施行日として 7 月 25 日を予定しているというものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

この間、話を聞いたところだと、ほとんどアナログのマイクが利用されているということなので、新しく両方に分けたとしても、ここで言うホワイトスペース側のほうが使いやすいから集まるというようなことって、あるんですか。

○田原移動通信課長 基本はホワイトスペース側の利用になるのではないかと

思っております。その際に、アナログなのか、デジタルなのかというのがございますけれども、アナログとデジタルの、一番大きな違いは、遅延と申しますか、デジタルだと一瞬おくれる。デジタル化して、また送って処理してという中で一瞬遅れるのが、アーティストの方々が許容できるか、できないかというのもあって、それで選択いただいている。現在は、アナログのほうが広く使われているというような形になっております。

この移行に当たって、例えば普通に喋るだけの方、これだとデジタルのほうが音質がよくて、安定しているというのもありますので、その際にデジタルになるということもあろうかと思っておりますけれども、そこは移行の中で、またご議論いただくという形になろうかと思っております。こちらでは、両方選択できるように、制度の整備をしております。

○前田会長 いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問はないようですので、それでは、諮問第17号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 異議がないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続によって、事務局から総務大臣あて提出いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。大変ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

（１）基幹放送用周波数使用計画の一部変更について（諮問第１８号）

○前田会長　それでは、審議を再開いたします。

最初に、諮問第１８号「基幹放送用周波数使用計画の一部変更について」につきまして、田中放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長　では、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

諮問第１８号でございますが、本件は、栃木県北部の那須地域の難視改善のための送信出力１０Ｗの中継局の開設を、静岡県伊豆半島東側の難視改善のための送信出力２０Ｗの中継局の開設を可能とするための基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するというものでございます。

地デジ化後も全国で約１６万世帯のデジタル難視世帯がまだ残っているわけですが、那須においては、これを東側のほうから照射することによって、山ひだに電波を入れていくというようなイメージですが、約１万世帯の難視世帯を改善することができます。

次に、伊豆東でございますけれども、伊豆大島から伊豆半島の東海岸沿いの複雑な地形のところに電波を入れていくというようなイメージでございますけれども、約１，４００世帯の難視世帯を改善するという効果がございます。

どちらも３Ｗ超ということでございますので、今回、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更させていただきたいというものでございます。

ご参考までに、今回つけてはおりませんけれども、事前にパブリックコメントをしております。栃木については賛成意見が、伊豆の東海岸につきましては、

賛成意見もありましたが、こちらの地域でケーブルテレビで努力してきた事業者の方から、設置は反対しないけれども、中継局のワット数が多いとか、関東からの電波を受けるときに、その受信に影響がないようにしてくださいというようなご意見がありました。ワット数というのは、このぐらいワット数を出さないと十分な難視対策ができないということとともに、関東からの電波をここで受けるというのは、また別の話でございますが、そこの受信に影響を与えるような周波数配列にはなっていないということでございます。

以上、諮問第18号についての説明を終わらせていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問あるいはご意見、ありますでしょうか。特にありませんか。

それでは、特にないようでございますので、本件、諮問第18号は、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 異議がないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。よろしくお願いします。

（２）日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止の認可について（諮問第19号）

（３）日本放送協会所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可について（諮問第20号）

○前田会長 それでは、次に移ります。

諮問第 19 号「日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止の認可について」及び諮問第 20 号「日本放送協会所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可について」につきまして、島村国際放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○島村国際放送推進室長 それでは、説明資料に基づきましてご説明いたします。

クリップを外していただきまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。カラーの A 4 横の「中継国際放送と交換中継放送の実施地域」という世界地図をごらんいただけたと思います。真ん中に日本がございまして、茨城県にあります八俣送信所から、C B C の放送番組をアジア大陸向けに 1 時間、東南アジア向けに 1 時間、合計 2 時間、中継国際放送を C B C が実施しております。

それとバーターといいますか、見返りといまして、赤字の扇の部分ですけれども、NHK が、カナダのサックビル送信所から中米に向けまして 2 時間、NHK の放送番組を交換中継放送という形で実施しております。このようにお互い 2 時間ずつ、持ちつ持たれつといいますか、お互いに相手の放送を中継するという形で行うのが、中継国際放送の仕組みでございます。

恐縮ですけれども、お戻りいただきまして、説明資料の 1 ページですけれども、「現状」と記載がございます。NHK は、昭和 63 年以来、3 つの海外放送事業者と中継国際放送に関する協定を結んでまいりました。1 つがカナダの C B C、1 つがフランスの R F I ——現在、A E F と名前が変わっておりますけれども、3 つ目がイギリスの B B C でございます。それぞれ 3 つの海外放送事業者に、NHK の放送番組を中継してもらう見返りといまして、NHK 所属の基幹放送局、これは八俣送信所ですけれども、それで、それぞれ 3 つの外国放送事業者の放送番組を中継する方法で、ラジオ国際放送の受信環境整備を

行ってきたという経緯がございます。

しかしながら、短波放送につきましては、廃止あるいは縮小の傾向が世界的な流れでございまして、平成１８年にフランスのＲＦＩ、平成１９年にイギリスのＢＢＣとの協定が廃止されまして、現在は、その３者のうち、残り１者でありますＣＢＣとの協定だけが残っているという現状にございます。ＮＨＫは、国際放送をサックビル送信所から実施しておりまして、一方、ＣＢＣは、中継国際放送を八俣送信所から行っているという現状にございます。

以上の現状を踏まえまして、２の申請の概要及び審査の結果の部分でございますが、大きく２点ございまして、１点目が、諮問第１９号であります中継国際放送に関する協定の廃止の認可の部分であります。ＣＢＣは今回、財政的な理由によりまして、ラジオ国際放送の全てを廃止するということで、これはラジオ番組の制作そのものをやめてしまうということでございます。そうしますと、八俣送信所から流す番組そのものがなくなってしまいまして、先ほど申しました中継国際放送の枠組みで言いますと、協定そのものを廃止する必要性が生じたということで、今回、ＮＨＫから協定を廃止したいという申請があったものでございます。

１枚おめくりいただきますと、ＮＨＫ、ＣＢＣの中継国際放送に関する協定の概要が表になってございますが、記載のとおりでございます。協定の廃止の時期につきましては、ＣＢＣがラジオ国際放送を廃止する６月２５日をもって協定を廃止したいということでございます。

②の審査の結果の部分でございますが、まず、１段落目でありますけれども、今回の協定の廃止につきましては、ＣＢＣがラジオ国際放送を廃止してしまうということで、これは相手方のやむを得ない事情によるものでございます。これが１段落目でございます。

２段落目が重要な点でございますが、サックビル送信所の中米向けのＮＨＫ

ラジオ国際につきましては、今回、協定廃止後も、借用中継放送といいまして、これは送信所を有償で借り上げて放送する形態なんですけれども、借用中継放送として、引き続きサービスは全く変わらず、維持されるということでございますので、NHKのラジオ国際放送のリスナーの方への影響はほとんど生じません。したがって、放送法第65条に基づきます要請による国際放送の実施に支障は生じないということで、3段落目が結論でございますが、今回の申請は、相手方の事情に基づくやむを得ないものでありますし、また、そのための代替措置もとられていることから、申請のとおり廃止を認可したいということでございます。

大きな2点目が、諮問第20号でございます。NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可であります。今回、先ほど申しましたとおり、3者結んでいたうち、最後の1者でありましたCBCとの協定が廃止されますと、八俣送信所を利用して中継国際放送を行う外国放送事業者はゼロになってしまいますので、NHKのほうから、中継国際放送を行う基幹放送局を廃止したいという認可の申請があったものでございます。NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局の概要は、その表に記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきますと、基幹放送局の廃止の時期ですが、これは協定廃止の日と同日の6月25日ということでございます。

審査の結果でございますけれども、今回申請のありました基幹放送局は、昭和63年に、まさに中継国際放送を行うためだけに開設されて、今日まで運用されてきたものでございますけれども、最後の1者でありますCBCが、今回廃止ということになりますと、外国放送事業者はゼロになりますし、また、NHKに確認しましたところ、当面、中継国際放送に関する協定を締結するような外国放送事業者は想定されないということでありますので、NHKのラジオ国際放送の実施にも影響は生じないということで、結論といたしまして、今回

の認可申請は、外国放送事業者の放送の廃止に伴うものでありますので、申請のとおり廃止を認可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの２点につきまして、ご質問あるいはご意見はありますでしょうか。

○原島代理 今回、交換から借用に変わるということで、実際のラジオですから、視聴者というか、聴いている方はあまり影響はないということなんですが、そもそもこのラジオ国際放送の概要のところを見ると、全世界をカバーしているわけではなくて、カナダとロシアのあたりが、もともとないんですね。これは何か理由があるのでしょうか。借用すれば可能なのに、もともとなかったということなのでしょうか。

○島村国際放送推進室長 この絵の部分は、確かに６ページの資料をごらんいただきますと、カナダの部分とロシアの一部がお聴きいただけないようにはなっているんですけれども、完全に聴けないというわけではございませんで、北米向けの英語放送も１日１時間やっておりますし、極東ロシア向けのロシア語放送は１．５時間、極東ロシア向けの日本語放送は１時間やっております、ややこの図が不正確な面がございますが、完全にカナダと極東ロシアで聴けないわけではございませんで、聴けるというのが１点目でございます。

それから、さはさりながら、完全に聴けるわけではなくて、一部白い部分が残ってしまうんですけれども、これにつきましては、ちょっと推測でございますが、そんなに要望といいますか、需要といいますか、そういったことなどが過去、歴史的になくて、おそらく、基本的にはやっているんですけれども、完全に全部行っていないということではないかと思っております。

○原島代理 かなり歴史的なことが関係している東南アジア、あるいは南米は、

これは日本人も、日系人の方も多いということもあるのでしょうか。

○島村国際放送推進室長 おそらく東南アジア、あるいはカリフォルニアとか、アメリカでありますとか、南米とか、移民の国ですので、日本人が多いということもあろうかと思います。

ただ、補足としてご説明しますと、ラジオ国際放送は邦人向けの日本語だけではございませんで、外国人向け、日本語以外 17 の言語、合計 18 の言語でやっておりますので、日本人の方がたくさんいらっしゃるという点もありますし、あと、外国の方に日本の事情を伝えたいという側面もあろうかと思います。

ただ、邦人の方が多いという点で、やっている部分の需要といいますか、ニーズというのは、多くは多分、邦人向けがあるかと思います。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。

それでは、特に、さらなるご意見、ご質問はないようですので、諮問第 19 号及び第 20 号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

（４）日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について
（諮問第 21 号）

○前田会長 次に、諮問第 21 号「日本放送協会の『オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業

務』の認可について」につきまして、佐々木放送政策課長からご説明をいただきたいと思います。

○佐々木放送政策課長 お手元の諮問第21号説明資料に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。「日本放送協会の『オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可について」ということでございます。

本件の申請の概要でございますけれども、今年の4月24日、日本放送協会から、放送法の規定に基づきまして、下の表にあるとおりの業務の認可申請がございました。

業務の内容といたしましては、本年7月27日から8月12日までのオリンピックロンドン大会におきまして、NHK、民放による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットで流し、協会のホームページ上で一般に提供するという内容のものでございます。

本業務を行うことを必要とする理由といたしましては、NHK、民放による生中継の放送計画が含まれていない一部の競技種目につきまして、インターネットを通じて一般に提供することで、協会のオリンピック放送を補完し視聴者の高い関心・要望にこたえるということが1つございますとともに、この放送をライブストリーミングで流すことによりまして、画質の安定性等インターネットを通じたコンテンツ配信にかかる知見を得ることによって、放送通信連携サービスであるハイブリッドキャストの実用化、あるいは、それ以外の通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討などに活用するため行うというものでございます。

業務の実施計画の概要でございますが、提供するコンテンツといたしましては、ご説明申し上げましたとおり、オリンピックロンドン大会で行われる競技種目の一部の生中継映像ということでございますが、具体的には、1日大体数

種目から20種目程度を選択するというところでございます。

提供の形態といたしましては、オリンピック放送機構が制作し、ロンドンの国際放送センターからNHKに伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時にホームページ上でストリーミング方式で提供するというものでございまして、提供に当たっては、コンテンツ・デリバリー・ネットワークの利用を基本とするということでございまして、大体500から900k b p s程度の画質で提供するというものでございます。それとあわせまして、一部の競技種目については、視聴者の協力を得て、1から1.5M b p s程度の画像によるP2P方式の配信実験として提供するというところでございます。

提供規模といたしましては、この期間、全体といたしまして延べ1,000時間程度を想定しているというものでございます。

2ページ目に参りますけれども、提供するエリアといたしましては、日本国内に限定するというところでございます。

その他というところも書かせていただいておりますけれども、コンテンツ・デリバリー・ネットワークとP2P方式による配信において、それぞれ、あるいは比較によりまして、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等についての検証・評価を行う。また、実験による検証・評価の結果については、刊行物などを通じて公表するというところでございます。

また、本業務の収支の見込みといたしましては、収入はなしということでございますが、支出として5,000万円ということでございます。

業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法でございますが、平成24年度収支予算において措置をされているものでございます。

6点目、その他必要な事項といたしまして、本業務はインターネットによる映像配信を行うものであるが、提供する映像については国内番組基準に準じて適切に管理を行うというものでございます。

それで、本編、本申請に関しまして、総務省では、任意の形ではございますけれども、パブリックコメントを行ったところでございます、その内容が別紙1にございますので、それをごらんいただければと思います。

経緯、申請内容につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございますけれども、パブリックコメントにかけた時点での総務省の考え方につきまして、3、現時点における総務省の考え方のところに整理をさせていただいております。

基本的な考え方といたしまして、国民的な関心が非常に高い事象に係る映像を協会が国民・視聴者に対して最大限放送し、国民の情報ニーズにこたえることは、協会の目的にかなうものであるということでございます。今回のロンドン大会につきましては、26競技・302種目の競技種目が実施される予定であって、放送だけではすべての競技種目の映像を提供することは困難な状況であるという背景のもとで行われるものだという認識でございます。

8ページ目になりますけれども、今回、申請のあった業務についてということでございますが、オリンピックロンドン大会に係る協会の放送を補完するとともに、放送する競技種目と一体として受信料財源で調達されたオリンピックロンドン大会の映像の有効利用にも資するものであるというものでございます。さらに、協会は、本業務を行うことでハイブリッドキャスト等、将来の実用化が期待される新たな放送通信連携サービスの技術的検討に反映させたいとしており、放送の進歩発達にも資するものと考えられるということでございます。

また、次のパラグラフにございますけれども、これに要する費用でございますけれども、5,000万円と見込まれており、著しく多額とは認められないというものでございます。

その次のパラグラフでございますが、本業務につきましては、ロンドン大会の開催期間中の2週間の期間限定のものであるということでございまして、以

上を総合的に勘案いたしますと、協会が本業務を実施することは適当であると
考えられるという整理とさせていただきます。

また、放送法上の整理といたしましては、放送法第20条第2項第8号でござ
いますが、いわゆる特認業務というものでございますけれども、(1)のとおり、
協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実
用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送される
コンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は、「放送及
びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められるということでござ
います。

なお書きといたしまして、協会の目的にかなうということ、著しく多額の費
用を要するものではないということ、それから、営利を目的とするものではない
ということは、(1)で既に言及したとおりとさせていただきます。

これにつきまして、いただいた意見といたしまして、別紙2のとおりでござ
いまして、法人等から6件、個人から25件の意見をいただいております。

これにつきまして、別紙3でございまして、いただいた意見を整理いた
しまして、それについての総務省の考え方を明らかにさせていただきます。

まず、総務省の考え方に肯定的な意見、総論として妥当と考えるという意見
を1番目のところでまとめておりますけれども、そういったご意見を、民放連、
新聞協会、TBS、ヤフー、あと個人の方々から幾つかいただいているところ
でございます。

それから、2番目のところに、否定的な意見という形で書かせていただい
ておりますが、このカテゴリーの中では、個人の意見として、そこに該当するも
のという形で整理をさせていただきます。

この中で、最初のものにつきましては、放送等の試験を行いたいのであれば、

今の調査研究業務の範囲で足りるのではないか。特認業務として必要というふうには言えないということではないか。本件業務について、これらの民間による報道を不当に圧迫するおそれがあるといったような点、それから、少なくとも本件の業務の対象を「放送」の計画に含まれないものとするということだけではなくて、インターネットの配信の予定にも含まれないものとするべきだといったようなご意見をいただいております。

総務省の考え方といたしましては、本件に関しましては、NHKは本業務を実施することによって、配信サーバなどの一定の負荷が想定される環境のもとでの競技映像の配信をいたしまして、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要な、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うということをしておりますので、この特認業務に当たるものと認められるということ、それから、他の事業者との関係についてのご指摘につきましては、この業務につきましては、協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するという観点で行われるものでございますので、その範囲において適切に行われるものと考えておりますといったような形で、明らかにさせていただいております。

また、2-2では、ネット経由のライン、設備ができ上がっているものではなく、まだまだ発展途上だというご意見をいただいておりますけれども、これにつきましても、本業務については、協会における新たなサービスの技術的検討に資するものである。したがって、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められるものであるということを明らかにさせていただいております。

3番目のご意見につきましては、「オリンピック中継だから」「無料だから」ということで拡大することについては、放送法の拡大解釈につながってしまうのではないかとということですが、これにつきましても、前のご意見の

総務省の考え方同様でございまして、協会が行う新たなサービスの技術的検討に資するといったような観点から、こういった業務を行うということでございますので、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められるとさせていただきます。

2－4のご意見につきましても、「協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行う」というのは、協会の全くの詭弁であり、絶対認められないということで、ちょっと理由が明らかでないんですけれども、そういったご意見が出されているものでございますけれども、総務省の考え方といたしましては、協会のほうで、新しいサービスの技術的検討に資するものであるという観点から行われるものでございますので、その限りにおきまして、特に必要な業務であると認められると考えているものでございます。

それ以降の部分でございますが、3番目、行政手続に関する意見といたしまして、今回、任意でございまして、パブリックコメントを聴取したことについて評価していただける意見、あるいは、特認業務としての申請がきちんと行われているといったようなことについて、ある意味、評価していただくような意見。

4番目、本業務の態様等に関する意見につきましては、申請どおりの実施を担保するようにしていただきたい。あるいは、インターネット業務については最小限にして、できるだけ放送でオリンピックの中継を行っていただきたいといった意見が出てきております。申請どおり行うということにつきましては、認可を行った場合には当然のことであるということを総務省の考え方とさせていただきます。また、できる限り放送で行うということにつきましては、NHKが放送計画に従いまして放送を行うということ、それから、インタ

ーネットの配信につきましては、新しいサービスに資するという観点から、実際に技術的な検討に資するという目的で行われるものでございますので、その範囲で適切に行われるものと考えているということを明らかにさせていただいております。

5 番目につきましては、情報開示に関する意見でございますが、結果の公表、あるいは要した費用の公表ということで、それをホームページ等で明らかにしていただきたいという意見でございます。それにつきまして、総務省の考え方といたしましては、結果、あるいは費用の内訳といったものについては、広く公表することが期待されるということを明らかにしております。

6 番目、本業務の経理に関する意見でございます。有料で行うべきといったような意見が出ているわけでございますが、今回は、既存のNHKオンデマンドのようなサービスではございませんし、また、技術的な検討に資する観点から行われているものでございますので、有償で行われるべきものではないという考え方を明らかにしております。

7 番目、オリンピックの競技映像を配信する権利に関する意見でございます。ネット配信などにつきましてもこういった枠組みの中に入れられないのかということでございますが、これは本件とは直接は関係しないものと理解されますけれども、民民の調整の中で行われるべきものと認識しているということを明らかにさせていただいております。

8 番目、協会が行うインターネット関連業務に関する意見でございます。これは、NHKが同時再送信を実施する根拠と、本件については、ならないということを明らかにされたいということでございます。総務省の考え方といたしましては、本業務については、当然でございますけれども、協会の放送番組をインターネットに同時に配信するものではございませんので、仮に今回の業務が認可される場合であっても、こうした業務の実施が認められることにはな

らないということを明らかにさせていただいております。

9番目が、本業務とNHKの受信料との関係に関する意見といたしまして、パソコンでの受信について、NHKのコンテンツの視聴について受信料徴収をするようにするための根拠にしていくのではないかといったご意見でございます。これにつきましても、総務省の考え方といたしましては、本業務が仮に認可されるといたしましても、放送法第64条第1項に規定されております受信料の関係の規定、「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲、あるいは、協会の受信契約の取り扱いが変わるものではないということを明らかにさせていただいております。

最後、10番目でございますけれども、その他といたしまして、NHKを廃止すべきとか民営化すべきといったご意見も含めまして、本件と直接関係のないご意見を幾つかいただいているところでございますけれども、これにつきましては参考意見として承ることとさせていただいております。

最初の説明資料に戻りますけれども、3ページ目でございます。このようなパブリックコメントなども行った結果といたしまして、審査結果といたしまして、申請どおり認可することとしたいということでございます。

まず、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること」という点につきましては、特に必要な業務であると認められるということでございます。理由につきましては、繰り返しになりますので、省略させていただきます。

2点目は、「営利を目的としないものであること」ということでございますけれども、本業務に関しましては、協会は当該コンテンツを無償で提供するというところでございますので、営利を目的としないものであると認められるというものでございます。

以上でございます。

○前田会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○原島代理 パブリックコメントにもありますように、基本的に、これが放送法の拡大解釈であるかどうかということに、かなり尽きるのではないかなという気はするんですけども、あくまでこれは、私も、連携サービス自体は将来の話としてあって、必ずしも、それが実用化したとしても、NHKが行うとは限らない。そういう将来一般的なサービスの、ある意味で実験であるという位置づけで、放送法の中で位置づけられたものであるということでもいいわけですか。

○佐々木放送政策課長 そういうことでございます。そのような観点から、通信放送連携サービスにつきまして技術的な検討というものは、NHKの中でも現在、既に行われているところでございますので、そういったものにも資するといった観点から、今回のサービスを提供するというものでございます。

○前田会長 今回の件で、NHK以外の配信権を持っている事業者が同様のサービスをやることはないんですか。

○佐々木放送政策課長 詳細にはちょっと聞いていないんですけども、ジャパンコンソーシアムはNHKと民放事業者で構成されておりますけれども、民放事業者のほうも、インターネットを通じた配信というものは一部検討しているということは聞いたことがございます。

○前田会長 そうすると、同じようなことが行われる可能性はゼロではないということですか。

○佐々木放送政策課長 ええ。ただ、権利は分かれておりますので、競技とかそういったものでは、基本的には別々に、重なるという形にはならないと考えております。

○前田会長 なるほど。それは競技と種目でそれぞれ、本来、放送するのであ

れば、放送できる権利が分かれているということですか。

○佐々木放送政策課長 はい、そういうことです。

○前田会長 そうすると、この件は、NHKさんが個別に持っている、ある部分についてのみ対象にする、そういうことなんですね。

○佐々木放送政策課長 さようでございます。結局、インターネットの配信とテレビでの放映が、権利として一体として提供されてしまう。その部分について、死蔵させるということではなくて、それを有効活用するといったような意味合いもあるというものでございます。

○前田会長 そういうことで言うと、死蔵するかしらないかは、後で、生でなければ、それはライブラリー的に、また使うことも可能なんですね、普通は。

○佐々木放送政策課長 恐縮でございますが、権利の詳細なところは、ちょっと承知しておりませんので。

○前田会長 すみません、ここで議論することではないかもしれません。

それから、全然別の話で、パブコメを読んでいると、バンクーバーの件で似たようなことを、実験というのか、認可せずにやったというようなことが書いてある。これは、事実関係はどうなんですか。

○佐々木放送政策課長 バンクーバーのときでございますけれども、そのときは、一部ネットで配信したという事実はあったと承知しています。

ただ、規模につきまして、かなり小さかった。今回予定されているものなどと比べますと、かなり小さい規模であって、それで通常の調査研究業務の範囲内で行ったというように承知しています。

○前田会長 そう言えば、今のでちょっと思い出しましたがけれども、パブコメで、第2項の第8号でやるのではなくて第1項側でやるべき話だみたいな、反対している方がそういうパブコメを書かれていたと思ったんですが、どこだったかな。

ということは、放送に極めて近い業務として、調査研究で勝手にやれという主張で、反対意見としては逆のことを言っているのかなと私は解釈して、随分変なパブコメだなと思ったんですけども。

○佐々木放送政策課長 そちらの調査研究業務になりますと、行政手続はなく……。

○前田会長 なくてもできるわけですね。

○佐々木放送政策課長 はい。本来業務として行えるということになりますので、今回はかなり大きな規模でやられるということで、このような申請で、行政手続をとるという形で申請があったものと承知しています。

○前田会長 手続をとるとき理由が、技術的な検証というか、そこに力点を置いて、特に必要な業務というふうに言っているのではないかと思うんですけども、どういうことが技術的に検証が必要だというようなことは、申請の中で書かれているんですか。

○佐々木放送政策課長 一部、先ほど概要の中でもご説明させていただきましたけれども、通信放送連携サービスを行う際に、例えば通信で送られてくる情報と放送で来る情報を完全に、例えば字幕などを通信のほうで、多言語のものをつけようとした場合には、マッチングが必要になってまいります。そういったときに、完全に同期がとれるような形でないとうまくいかないということもございますので、例えばそういった可能性でございますね。遅延がどれぐらい出て、どのようなケースで、どれぐらいあって、どのような補正が必要なのかとか、そういったことについてのデータなどを収集して、今後の新しいサービスへの展開に資するようなことを考えているというものでございます。

○前田会長 もう一個、いいでしょうか。Peer to Peerで、「視聴者の協力を得て」とありますけれども、どういうことを想定しているのでしょうか。

○佐々木放送政策課長 Peer to Peerの場合につきましては、通常のネットワ

ークに比べまして、それぞれの受信者の協力みたいなものが必要になってまいるわけでございますけれども、そのようなネットワークを活用することによって、かなり新しい取り組みということになってまいるかと思っておりますけれども、ある意味、今回はスポーツイベントの中で活用するということでございますけれども、場合によって、災害の場合とかそういった場合についても、何とかつながるネットワークを確保できるとか、あるいは今回の実験の中では、通常のコンテンツ・デリバリー・ネットワークよりも、やや高速な回線が確保できるのではないかといたした想定のもとで、コンテンツの送り方を変えることによって、将来的にはかなりPeer to Peerが、広がりが出てくるのではないかという話もあるようでございますけれども、送り方の違いによってどうなるのかとか、実用性はどうかとか、放送と連携させていく通信のサービスとしての可能性みたいなものを探っていくために行うものと承知しています。

○前田会長 1 M b p s とか1.5 M b p s だと、大抵は今、スピードだけで言えば、どこでもあるスピードだと思うんですけれども、特別、例えばスポーツバーみたいなどころだったら、そこにもっといい映像を出して、どういう反応になるか。でも、それはあまり技術的なことと関係ないかな。画像がいいものを送って何がしかの実験をやるというのは、あり得るかもしれませんがね。

○原島代理 先ほどの議論に戻って、NHK以外が、そこが持っている権利について、ネットワークサービスはできるわけですね。そのときは、NHKでないので放送法の縛りがないということで、実験という名目はなくてもいいし、実験を目的としなくてもいいし、有料で配信しても構わない。

○佐々木放送政策課長 それは、もともとの権利を持っている方との約束関係でどうなっているかということだけで。

○原島代理 だけであって、NHKの場合には放送法の、ある意味では、縛りがあるので、それにきちんとのっとってやらなければいけない。そういうふう

に解釈していいわけですね。

○佐々木放送政策課長 はい。NHKは、インターネットのサービスを行うということについては一定の範囲内ということになっておりますので。

○原島代理 民間で、ある意味で、業務として行いながら実験しようという動きは、あまりない。

○佐々木放送政策課長 そうですね。まだちょっと聞いていない。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 ほかにございませんか。

それでは、特にないようですので、諮問第21号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはどうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(5) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について (諮問第22号)

○前田会長 それでは、次に、諮問第22号「日本放送協会放送受信規約の変更の認可について」につきまして、同じく佐々木放送政策課長からご説明をお願いします。

○佐々木放送政策課長 諮問第22号の説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。「日本放送協会放送受信規約の変更の認可について」ということでございます。

概要につきまして、(2)のところに示させていただいております。今回の受

信規約の改正の内容でございますが、主に6点ございます。

1点目、放送受信料額の改定ということで、これにつきましては、既に国会の承認を受けております平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に合わせて、受信規約に示される受信料額の規定を整備するものでございます。具体的な金額はこの表にあるとおりでございます。口座・クレジット払いにつきましては、現行に比べまして月額で120円ほど値下げを行うというものでございまして、継続振込等につきましては、月額で70円の値下げを行うというものでございます。

2点目、放送受信契約書の提出方法の拡充ということで、受信契約書の提出につきましては、これまで書面ということでやっていたわけでございますけれども、書面によるものに加えまして、電話あるいはインターネットなどによる提出が可能となるよう規定を整備するというものでございます。

3点目、受信料の支払方法の拡充ということで、受信料の支払方法につきまして、クレジットカード会社以外の事業者が提供する決済サービスによる支払いについても可能とするように規定を整備するというものでございます。

4点目は、住所変更等の届出手続に係る規定の整備というもので、これにつきましては、協会が公的機関への調査等によって当該契約者の住所を把握できた場合については、当該契約者による住所変更手続を省略できるように規定を整備するというものでございます。

5点目が、受信料の精算に係る規定の整備というもので、料額改定等によって受信料の過払いが生じた場合、これは本年の10月に、先ほど①のところでご説明させていただいた、受信料の値下げが予定されているわけでございますけれども、そのようなことを通じて過払いが生じるという際に、過払い額を次回の支払い額に充当できるよう規定を整備するものでございます。

6点目が、普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了というもので、

いわゆる白黒契約でございます。これの契約者に対する本契約の取扱いを平成25年3月31日をもって終了できるよう規定を整備するものでございます。

あわせて、⑦のところに書いてございますけれども、用語の修正、あるいは所要の規定の整備などを行うものとしております。

(3) 受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響というものでございますが、24年度事業収支への影響につきましては、まず、受信料額の値下げでございますので、減収額217.5億円、支出額3.1億円となっております。また、②でございますが、放送受信契約書の提出方法の拡充について、支出額が0.2億円ほど抑制されるというものでございます。④の住所変更等の届出手続に係る規定の整備につきましては、支出額が0.4億円抑制されるというものでございまして、施行の予定期日といたしましては、本年の10月1日を予定しているところでございます。

3ページ目で、検討結果でございます。審査結果につきましては、①から⑦のとおりでございますが、申請のとおり認可することが適当であると認められるというものでございます。

まず、受信料額の改定でございますけれども、これは既に国会で承認を受けているもので、妥当なものであると認められるというものでございます。

②放送受信契約書の提出方法の拡充ということで、これにつきましては、営業活動の効率化という効果、それから、受信契約者の利便性の向上を図るといった効果がございますので、妥当なものであると認められるというものでございます。

3点目、受信料の支払方法の拡充につきましても、受信契約者の利便性の向上を図るもので、妥当なものであると認められるというものでございます。

4点目、住所変更の届出手続に係る規定の整備につきましては、営業活動の効率化に加えて、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものであ

ると認められるというものでございます。

５点目、受信料の精算に係る規定の整備につきましても、本年１０月以降、値下げが予定されていることを踏まえまして、受信料の精算に係る取扱いを明確化するものであり、妥当なものであると認められるというものでございます。

６点目、普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了ということで、本変更については、地上放送及びＢＳ放送の完全デジタル化を踏まえて、「普通契約」または「衛星普通契約」の取扱いを終了するもので、これは予算総則の中にも含まれている内容でございまして、国会でも承認をいただいた中に含まれている内容でございますけれども、妥当なものであると認められるものでございます。

それ以外の所要の規定の整備につきましても、妥当なものであると認められるということでございます。

以上でございます。

○前田会長　ありがとうございました。

本件につきまして、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

○原島代理　受信料の精算に係る規定の整備、第１１条第４項ですが、過払いが生じた場合に、その過払い額を次回の支払い額に充当できるように規定を整備するということで、あくまでこれは充当できるということであって、もし過払いを返してほしいというのがあれば、それは返すことになるということではないわけですね。

○佐々木放送政策課長　はい、ご指摘のとおりです。

○山本委員　④のところでございます。住所変更等の届出手続について、協会が公的機関への調査等によって当該契約者の住所を把握できた場合には、手続を省略できる。これによって４，０００万円の支出が節約できるということでございますね。

これは具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか、「公的機関への調査等」というのは。

○佐々木放送政策課長 これにつきましては、住民基本台帳の活用によりまして、引っ越しをされた場合に、転居先が確認されるといったようなケースを想定しております。

○山本委員 それは市町村にNHKが問い合わせるということを想定している。

○佐々木放送政策課長 そうですね。問い合わせで、その結果として転居先が把握されますと、従来であれば、そこに行って、改めて転居の手続を書いたいただく必要があったわけですが、その部分を省略いたしまして、そこに住所変更されたということが確認されますので、それをもって手続を要しないということにするという内容でございます。

○前田会長 いかがでしょうか。さらに質問、ご意見がないようですので、本件諮問第22号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

それでは、本件は終了いたします。どうもありがとうございました。

（情報流通行政局職員退室）

閉 会

○前田会長 以上でございますので、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成24年7月11日、水曜日15時からを予定しております。

すので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。